

川をきれいにしましょう！



本市は、地域の約85%を山林面積が占め、また、『平成の名水百選』に選定された十日市場・夏狩湧水群を有するなど、大変美しい自然環境に恵まれたまちです。最近では、『家中川小水力市民発電所』をはじめとした取り組みによって『水のまち都留市』として一層の注目を集め、多くの視察・観光を目的とした方々が訪れるようになりました。

こうしたことから、市内における環境意識も高まりつつあるなか、いまだ生活ごみなどの河川への投棄が後を絶ちません。こうした不法に投棄されたごみは、水質の悪化や景観を損なうなど、環境への影響も懸念されており、きれいな川や、そこに住む生き物は、私たちにどうのおいとやすらぎを与えてくれます。河川を管理する市や県は、保全に努めています。また、多くの市民が参加し、河川清掃を行っています。4月3日(日)に行われた定式河川清掃が行われ、土砂等を除く約1トンの一般廃棄物(空き缶、空きビンなど)が収集されました。

きれいな川を維持し、次の世代へ引き継ぐために、河川へのごみの投げ捨てなどはやめましょう。



■ 4月3日(日)に行われた定式で集められた一般廃棄物(空き缶、空きビンなど)です

きれいな川を維持するためにも、みなさんのご協力を願います！

- ・川や河川敷へのごみの投棄はやめましょう。
- ・農薬などの薬剤が川や側溝へ流れないように注意してください。
- ・灯油などの油類を川や側溝に流さないようにしましょう。
- ・使用した食用油は、流さないで固めて可燃ごみとして出すようにしましょう。



浄化槽を使用しているみなさまへ

浄化槽は定期的な検査が必要です。浄化槽は、微生物の働きで汚水をきれいな水にして放流する「生きている排水処理施設」です。浄化槽を設置すると保守点検・清掃・法定検査が義務づけられています。浄化槽の機能を十分発揮するためにも正しい管理をしましょう。

保守点検

浄化槽の点検、調整、修理などの作業で、県知事の登録を受けた業者による年3～4回の点検作業です。保守点検の回数は浄化槽の処理方式や規模によって異なります。

清掃

浄化槽汚泥の引き抜きや機器の洗浄を行う作業で、市の許可を受けた業者により、年1回以上行うことが必要です。

法定検査

浄化槽の機能診断を行う検査で、県の指定検査機関により年1回検査することが必要となります。

※詳しくは、地域環境課環境保全担当までお問い合わせください。